

授産活動活性化資金融資制度要領

(目的)

第1条 この要領は、県内の就労継続支援A型事業所、就労継続支援B型事業所、就労移行支援事業所、地域活動支援センター及び小規模作業所（以下「施設等」という）において行われている授産活動を活性化させ、施設等利用者の低迷する工賃支給状況を改善し、もって障害者の社会参加と自立を図るため、授産活動活性化資金融資事業補助金交付要綱により資金の交付を受けた社会福祉法人和歌山県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が実施する授産活動活性化資金融資制度の取り扱いについて必要な事項を定める。

(融資の対象)

第2条 本融資の対象は、授産活動の活性化を目的とするために次に掲げる取り組みを行う施設等を運営する者とする。

- (1) 製品の開発又は生産
- (2) 役務の開発又は提供
- (3) 製品の新たな生産方式又は販売方式の導入
- (4) 役務の新たな提供の方式の導入
- (5) その他の授産活動

(融資条件)

第3条 本融資の融資条件は、次のとおりとする。

- (1) 資金使途 運転資金及び設備資金
- (2) 融資限度額 200万円（運転資金と設備資金の合計額）
- (3) 融資利率 無利子
- (4) 融資期間 6年以内（据置期間含む）
- (5) 据置期間 1年以内
- (6) 債還方法 元金均等償還方式
- (7) 保証人 連帯保証人1名

(融資申込)

第4条 本融資の申込みに必要な書類及び様式は、次のとおりとする。

書類	様式
融資申込書	別記第1号又は1-1号様式
事業計画書	別記第2号様式
投資計画書	別記第3号様式
資金調達計画書	別記第4号様式
推薦状	別記第5号様式
印鑑証明書	借受人及び連帯保証人に係る印鑑証明書
決算書	直近2期分
その他	連帯保証人の保証能力を証する書類

(融資決定等)

第5条 県社協会長は、資金の融資の申込みがあったときは、必要に応じて関係者の意見を聴いた上で、その内容を審査し、融資を決定するものとする。

- 2 融資決定に当たっては、融資申込書の事業計画、事業に対する熱意、当該事業の将来の見通し等を十分調査検討し、本人の償還能力を超えた融資を行わないように留意すること。
- 3 県社協会長は、融資申込者に対して資金を融資する旨を決定したときは、融資金額、融資期限その他必要な事項を記載した融資決定通知書（別記第6号様式）を融資申込者に交付しなければならない。
- 4 県社協会長は、融資申込者に対して資金を融資しない旨を決定したときは、その旨を融資申込者に通知しなければならない。
- 5 第3号により融資決定通知書の交付を受けた者は、すみやかに金銭消費貸借契約証書（別記第7号様式）を県社協に提出しなければならない。

（融資金の交付）

第6条 県社協会長は、前条第5号により融資申込者から契約証書の提出があったときは、すみやかに当該融資決定に係る資金を融資申込者の指定する金融機関の口座に送金しなければならない。

（償還手続等）

第7条 資金の融資を受けた者（以下「借受人」という。）は、原則として償還計画に従い、それぞれの所定の支払期日までに所定の元金を県社協会長に償還するものとする。ただし、償還期日前に償還することを妨げるものではない。

（融資金の償還猶予）

第8条 県社協会長は、借受人または、借受人の属する施設等が経済状況の激変その他やむを得ない事情のため定められた償還期限までに融資金を償還することが著しく困難になったと認められるときには、借受人の申請に基づき、借受人に對し融資金の償還を猶予することができる。

- 2 借受人は、融資金の償還猶予を申請しようとするときは、償還猶予を受けようとする理由、猶予期間、猶予後の償還期限、その他県社協会長が必要と認める事項を記載した申請書（別記第8号様式）を、県社協会長に提出するものとする。
- 3 県社協会長は、前号により申請書を受けたときは、必要に応じて関係者の意見を聴き、その内容を審査し融資金の償還を猶予するかどうかを決定しなければならない。
- 4 県社協会長は、償還猶予を認める旨の決定をしたときは、償還を猶予した期間及び当該償還猶予により変更した償還期限、その他必要な事項を記載した償還猶予承認書（別記第9号様式）を当該借受人に交付しなければならない。
- 5 県社協会長は、償還の猶予を認めない旨の決定をしたときは、償還猶予不承認通知書（別記第9号様式）を当該借受人に送付しなければならない。

（期限の利益の喪失）

第9条 県社協会長は、借受人が、次の各号のいずれかに該当するときは、その者に対し、償還期日前に、融資金の全部若しくは一部の償還を請求することができる。

- (1) 融資金を融資の目的以外の目的に使用したとき。
- (2) 融資金の償還を故意に怠ったとき。
- (3) その他正当な理由がないのに融資の条件に違反したとき。

（融資金の償還免除）

第10条 県社協会長は借受人の死亡その他やむを得ない事情により融資金を償還することができなくなったと認められるときは、償還未済額の全部又は一部の償還を免除する

ことができる。

(延滞利子)

第11条 県社協会長は、借受人が融資金を定められた償還期限までに支払わなかつたときは、延滞元金につき、年 10.75 パーセントの率をもつて、当該償還期限の翌日から支払いの日までの日数により計算した延滞利子を徴収することができる。ただし、当該償還期限までに支払わないことについて、災害その他やむを得ない事由があると認められるときは、この限りではない。

2 県社協会長は、前号により計算した延滞利子がこれを徴収するのに要する費用に満たないと認められるときは、当該延滞利子を債権として調定しないことができる。

(延滞利子の支払免除等の手続き)

第12条 借受人は、延滞利子の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した申請書（別記第10号様式）を県社協会長に提出するものとする。

2 県社協は、申請書を受け付けたときは、必要に応じて関係者の意見を聴き、延滞利子の支払免除をするかどうかを決定しなければならない。

3 県社協会長は、延滞利子の支払免除を認める旨の決定をしたときは、延滞利子支払免除承認通知書（別記第1.1号様式）を当該借受人に送付しなければならない。

4 県社協会長は、支払免除を認めない旨の決定をしたときは、延滞利子支払免除不承認通知書（別記第1.1号様式）を当該借受人に送付しなければならない。

(融資金の償還完了)

第13条 県社協会長は、授産活動活性化資金の償還が完了したときは、授産活動活性化資金金融資償還完了通知書（別記第1.2号様式）を当該借受人に送付しなければならない。

(氏名又は住所等の変更)

第14条 借受人又は連帯保証人について、氏名または住所の変更等金銭消費貸借契約証書に記載した事項に変更が生じたときは、借受人は、すみやかにその旨を届けなければならない。

(書類の整備及び保存)

第15条 県社協会長は、融資業務に関する書類を備え付け、常に責任の所在及び融資業務の実施状況を明らかにしておかなければならぬ。

2 借受人は、融資金の全額を償還するまでは、融資金に係る出納状況を記録した帳簿及びこれを証する一切の書類を整備し、かつ保存しなければならない。

(その他)

第16条 この要領に定めのない事項で必要がある場合は、県、県社協及び借受人の3者の協議の上、決定するものとする。

附 則

この要領は、平成16年7月13日から施行する。

この要領は、平成18年9月7日から施行する。

この要領は、平成20年4月2日から施行し、改正後の授産活動活性化資金金融資制度要領の規定は、平成20年度分の融資から適用する。

この要領は、平成26年4月1日から施行し、改正後の授産活動活性化資金金融資制度要領の規定は、平成26年度分の融資から適用する。